

# 事業承継と税制

## 『事業承継の際の相続税・贈与税 の納税猶予及び免除制度』

納税資金の負担が重く、  
事業を継続できるか不安だ。

自社株式の価値が上がり、  
納税額が高額になりそうだ。

納税猶予及び免除制度を  
利用したいが、  
手続きがよく分からない。

一定の手続を経ることで事業承継の際の  
相続税・贈与税の納税が猶予及び免除されます。

※平成25年度税制改正、平成27年度税制改正の内容を反映させています。  
※税務署に係る手続、具体的な納付税額や免除税額等の詳細については、  
国税庁又は税務署にお問い合わせください。

# 1. 自社株式の相続税・贈与税の納税が猶予及び免除されます

円滑な事業承継を支援するために、相続税や贈与税について税制の特例があります。

## ○相続税

現経営者の相続又は遺贈により、後継者<sup>(注1)</sup>が取得した自社株式<sup>(注2)</sup>の80%部分の相続税の納税が猶予及び免除されます。

## ○贈与税

現経営者からの贈与により、後継者<sup>(注1)</sup>が取得した自社株式<sup>(注2)</sup>に対応する贈与税の納税が猶予及び免除されます。

(注1) 平成27年1月以降に発生した相続・贈与は、親族外の後継者も本税制の適用対象者となります。

(注2) 本税制の対象となる自社株式は、後継者が相続・贈与前から既に保有していた分も含めて、発行済議決権株式総数の3分の2までの部分です。

## (具体例)

本税制の適用を受けると、次の例の様に大きな効果が期待できます（相続税の場合）。

自社株式 7億円 → 後継者Aが取得  
その他財産 3億円 → 非後継者Bが取得  
合計 10億円  
(注) 相続人は、子2人（後継者Aと非後継者B）とする。

### 〈後継者Aの納付税額〉

納税猶予の適用を  
受けない場合  
約2億8,000万円

納税猶予の適用を  
受ける場合  
約4,000万円  
(納税猶予税額：約2億4,000万円)

※上記の自社株式7億円は、発行済議決権株式総数の3分の2部分であるものと想定しています。

## 2. 納税猶予を受けるための主な要件

納税猶予を受けるためには、以下の主な要件を満たすことが必要です。

### (1) 会社の主な要件 【相続税】【贈与税】共通

○中小企業者であること。

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

- 上場会社、風俗営業会社でないこと。
- 従業員が1人以上であること。
- 資産管理会社に該当しないこと。

資産管理会社とは、総資産に占める非事業用資産の割合が70%以上の会社（資産保有型会社）、及び、総収入金額に占める非事業用資産の運用収入の割合が75%以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

ただし、常時使用する従業員（後継者自身と後継者と生計を一にする親族を除く）が5名以上いるなど、事業実態があるものとして一定の要件を満たす場合には資産管理会社には該当しないものとされます。

### (2) 現経営者の主な要件

#### 【相続税】【贈与税】共通

- 会社の代表者であったこと。
- 相続開始の直前又は贈与の直前において、現経営者と現経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有し、かつこれらの者の中で筆頭株主であったこと。

#### 【贈与税】

- 贈与時に代表者を退任していること（有給役員として残ることは可）。

### (3) 後継者の主な要件

親族外の後継者も本税制の適用対象者となります。

#### 【相続税】【贈与税】共通

- 相続開始時又は贈与時において、後継者と後継者の親族などで総議決権数の過半数を保有し、かつこれらの者の中で筆頭株主であること。

#### 【相続税】

- 相続開始の直前において役員であり、相続開始から5ヶ月後に代表者であること。

#### 【贈与税】

- 贈与時に20歳以上、かつ、贈与の直前において3年以上役員であり、大臣認定時までに代表者であること。

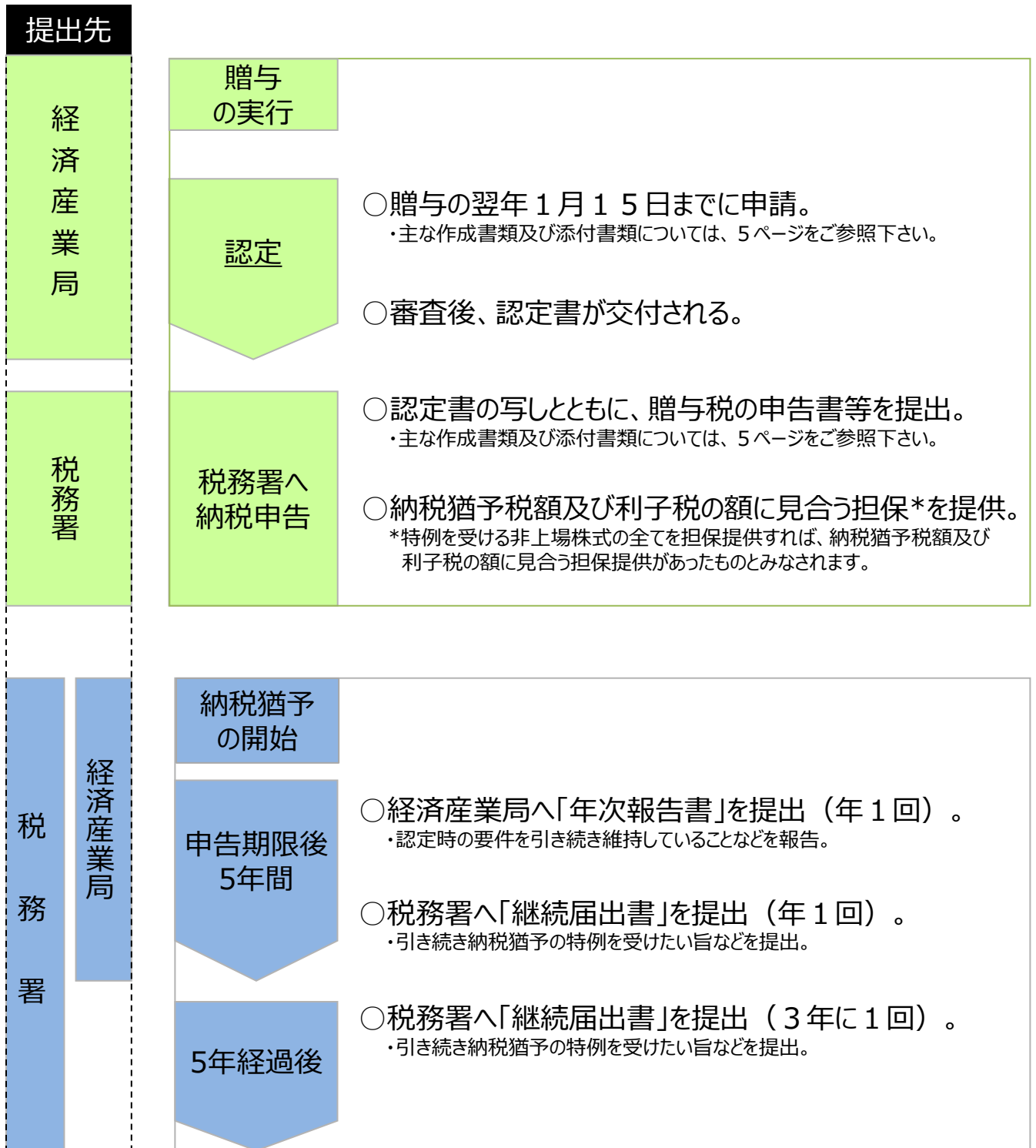
### 3. 納税猶予を受けるための手続

納税猶予を受けるためには、「経済産業大臣の認定」、「税務署への納税申告」の手続が必要となります。

#### (1) 相続税の納税猶予についての手続



## (2) 贈与税の納税猶予についての手続



## 4. 納税猶予を受けるために必要な書類

認定（相続税の場合）（提出先：各地方経済産業局の産業部中小企業課）	
主な作成書類	主な添付書類
<input type="checkbox"/> 認定申請書	<input type="checkbox"/> 定款及び株主名簿の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び相続税の見込額を記載した書類 ※ <input type="checkbox"/> 従業員数証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等 <input type="checkbox"/> 上場会社又は風俗営業会社でない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 被相続人、相続人及び株式を保有している親族の戸籍謄本又は抄本

納税猶予（相続税の場合）（提出先：被相続人の住所地を所轄する税務署）	
主な作成書類	主な添付書類
<input type="checkbox"/> 相続税の申告書 ・非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細書等を添付	<input type="checkbox"/> 経済産業大臣から交付された認定書の写し <input type="checkbox"/> 経済産業局へ提出した認定申請書の写し <input type="checkbox"/> 定款及び株主名簿の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 従業員数証明書 <input type="checkbox"/> 後継者の戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び相続人全員の印鑑証明書 ※ （遺産分割協議書に押印したもの） <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等

※贈与税の場合は、贈与契約書の写し等が必要になります。

## 5. 納税猶予を続けるための主な要件

納税猶予を続けるためには、以下の主な要件を満たすことが必要です。  
満たせなかった場合には、納税猶予税額の全額あるいは一部の納付が必要となります。

### 主な要件【相続税・贈与税共通】

### 満たせなかった場合

申告期限後5年間

- 後継者が会社の代表者であること
- 雇用の8割以上を5年間平均で維持すること※
- 後継者が筆頭株主であること
- 上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
- 猶予対象株式を継続保有していること
- 資産管理会社に該当しないこと

全額納付

※平成27年1月以前に贈与や相続が生じた場合は、雇用の8割以上を5年間「毎年」維持することが必要です。  
なお、経済産業局及び税務署に対し所定の手続きを行った場合は、残存年数の期間は「平均」で維持することが可能です（ただし、提出期限がありますので、詳細については経済産業局・税務署へお問い合わせください）。

5年経過後

- 猶予対象株式を継続保有していること
- 資産管理会社に該当しないこと

譲渡した株式の割合分だけ納付

全額納付

納税が猶予されていた税額の全部又は一部と利子税は、上記納付する場合となった日から2ヶ月を経過する日（納税猶予期限）までに納付する必要があります。  
なお、利子税の額は、相続税・贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの日数に応じた額となります（平成25年12月までは年利2.1%、平成26年1月以降は年利0.9%の単利計算）。  
また、5年経過後に納付することとなった場合には、当該5年間の利子税は免除されます。

## 6. 納税猶予額が免除となるケース

一定の条件（主なものを以下に例示）を満たす場合、納税猶予税額が免除されます。

### 【相続税】

- 後継者（相続人）が死亡した場合

### 【贈与税】

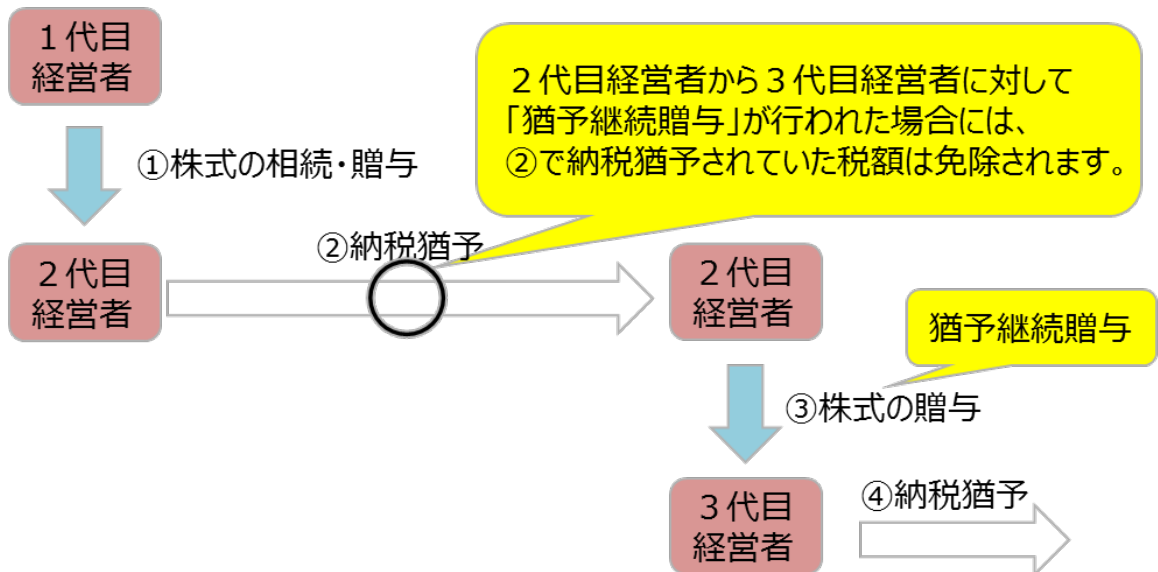
- 現経営者（贈与者）<sup>(注1)</sup>又は後継者（受贈者）が死亡した場合

### 【相続税】【贈与税】共通

- 申告期限後5年間に於いて、やむを得ない理由により、後継者が代表権を有しなくなった日以降に、後継者が「猶予継続贈与」<sup>(注2)</sup>を行った場合
- 申告期限後5年経過後に、後継者が「猶予継続贈与」<sup>(注2)</sup>を行った場合
- 申告期限後5年経過後に、会社が破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令等を受けた場合<sup>(注3)</sup>

(注1)現経営者（贈与者）が死亡した場合、後継者（受贈者）が猶予されていた贈与税は免除されますが、現経営者から後継者への相続があったものとみなされ相続税の納税義務が生じる場合があります。  
ただし、後継者が一定の手続を行うことにより、相続税の納税猶予に切り替えることができます。

(注2)「猶予継続贈与」とは、納税猶予を受けている後継者（2代目経営者）が、株式を次の後継者（3代目経営者）に贈与し、その後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける場合における贈与をいいます（下記図③参照）。  
後継者（2代目経営者）の納税猶予税額のうち、次の後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける株式に対応する部分が免除されます。



※猶予継続贈与とは、上記①～④が行われた場合の③の贈与をいいます。

(注3)申告期限後5年経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります。  
再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。



## (相談先)

### ○税理士

税理士は、顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。

→日本税理士会連合会TEL : 03-5435-0931 (代) <http://www.nichizeiren.or.jp/>

### ○独立行政法人中小企業基盤整備機構

(独) 中小企業基盤整備機構は、中小企業の経営に関するサポートをしています。

→がんばる中小企業経営相談ホットライン TEL:0570-009111 <http://www.smrj.go.jp>

### ○事業引継ぎ支援センター

事業引継ぎ支援センターは、事業承継に関わる様々な相談をお伺いします。また、後継者探しにお困りの中小企業の後継者探しのお手伝いを行っています。

→各都道府県の事業引継ぎ支援センターの連絡先【中小企業庁ホームページ】

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/140409jigyoku.pdf>

## (申請窓口)

経済産業大臣の認定等については、各地域の経済産業局にお問い合わせください。

申請等に当たっては、中小企業経営承継円滑化法申請マニュアルや各種申請様式をご確認ください。

【中小企業庁ホームページ】

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm>

部局名	電話	住所	対象地域
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	(直通) 011-709-1783	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1 札幌第1合同庁舎	北海道
東北経済産業局 産業部 中小企業課	(直通) 022-221-4922	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	青森県、秋田県、岩手県、 山形県、宮城県、福島県
関東経済産業局 産業部 中小企業課	(直通) 048-600-0323	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 産業部 中小企業課	(直通) 052-951-2748	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	愛知県、岐阜県、三重県、 富山県、石川県
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	(直通) 06-6966-6023	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 産業部 中小企業課	(直通) 082-224-5661	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎2号館	岡山県、広島県、鳥取県、 島根県、山口県
四国経済産業局 産業部 中小企業課	(直通) 087-811-8529	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	香川県、徳島県、愛媛県、 高知県
九州経済産業局 産業部 中小企業金融室	(直通) 092-482-5448	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	(直通) 098-866-1755	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎2号館	沖縄県

### 中小企業庁 財務課

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL : 03-3501-5803

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>